平成24年５月18日

各　　位

会 社 名　　JALCO ホールディングス株式会社
代表者名　　代表取締役社長　田辺　順一
（ＪＡＳＤＡＱ・コード 6625）
問合せ先
役　職・氏　名　管理本部長　大浦　隆文
電　話　　050－5536－9824

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 24 年５月 18 日開催の当社取締役会において、平成 24 年６月 28 日（木曜日）開催予定の当社第１回定時株主総会に、定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

１．変更の理由

（１）　本店所在地の変更

現在、当社の本店は東京都文京区に所在しておりますが、新たな事業環境の整備、及び業務の効率化を推進することなどを目的として、本店所在地を東京都中央区に変更するものであります。

この変更につきましては、平成 24 年６月 28 日以降開催される取締役会において決定する本店移転日をもって効力を生じるものとし、その旨附則で規定するものであります。

（２）　補欠監査役の選任

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備えての補欠監査役の選任を、毎年の定時株主総会にて決議する不便を避けるため、補欠監査役の選任の効力を４年とするものであります。

２．変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線部分は変更箇所を示しております。）

現行定款	変更案
第３条　（本店の所在地） 当会社は、本店を東京都文京区に置く。	第３条　（本店の所在地） 当会社は、本店を東京都中央区に置く。
第 25 条　（監査役の選任） 監査役の選任は、株主総会において、議決権を行使することのできる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。	第 25 条　（監査役の選任） １．監査役の選任は、株主総会において、議決権を行使することのできる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 ２．当会社は、会社法第 329 条第 2 項の規定に基づき、法令または定款に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備えて、株主総会において補欠監査役を選任することができる。 ３．　前項の補欠監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議によって短縮されない限り、当該決議後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。
第 26 条　（監査役の任期） 1. 監査役の任期は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会	（現行どおり）

終結の時までとする。 2. 補欠のため選任された監査役の任期は、退任監査役の残任期間と同一とする。	2. 補欠のため選任された監査役の任期は、退任監査役の残任期間と同一とする。ただし、前条第 2 項により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合は、当該補欠監査役としての選任後４年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の終結の時を超えることができない。
附則 （新設）	附則 第５条 定款第３条の変更は、平成 24 年 6 月 28 日以降に開催される取締役会において決定する本店移転日をもって効力を生ずる。なお、本附則は、効力発生後、自動的に削除されるものとする。

（注）上記の変更は、平成 24 年６月 28 日開催予定の当社第１回定時株主総会において付議する「定款の一部変更の件」が承認可決されることを条件とします。

３．定款変更の日程

定款変更のための定時株主総会開催日　平成 24 年６月 28 日（木曜日）

定款変更の効力発生日　平成 24 年６月 28 日（木曜日）

※ただし、定款第 3 条の変更は、平成 24 年 6 月 28 日以降に開催される取締役会において決定する本店移転日をもって効力を生ずる。

以　上